

呉市水道局低入札価格調査制度事務取扱要領

財務課

(趣旨)

第1条 この要領は、測量及び建設工事に関する設計、調査その他建設コンサルタント等業務(以下「建設コンサルタント等業務」という。)及び委託業務の競争入札を適正に執行するため、低価格での入札があった場合の事務手続に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 この要領は、原則として、予定価格を事前に公表する建設コンサルタント等業務及び委託業務に係る入札(以下「対象入札」という。)に適用する。

(調査基準価格の決定等)

- 第3条 予定価格の設定権者は、対象案件ごとの当該予定価格の3分の2から100分の85までの範囲内で、予定価格算出の基礎となる仕様書、設計書等により調査基準価格を設定し、予定価格調書に記載するものとする。
- 2 予定価格の設定権者は、5種類の失格基準価格を設定し、これらの価格を記載した書面(以下、「失格基準価格調書」という。)をそれぞれ封書にし、開札の際これらを開札場所に備えなければならない。
 - 3 予定価格の設定権者は特別の理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、別途失格基準価格を定めることができるものとする。

(入札の執行)

- 第4条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、対象入札の執行に係る職員(以下「入札執行官」という。)は、入札者に対して、保留と宣言し、調査の上、落札者を後日決定する旨を告げて、入札を終了する。この場合において、入札価格は公表しない。
- 2 前項に規定する場合においては、入札執行官は、前項の宣言後、直ちに5種類の失格基準価格調書についてくじ引きを行うことにより、前条第2項の封書のうち開封すべき封書を決定し、当該決定した封書を開封して失格基準価格を決定する(以下「決定失格基準価格」という。)ものとする。この場合において、当該くじを引く者は、原則として当該対象入札の最低価格入札者とし、入札執行官は、当該くじを引いた者に対し、その者の氏名等を失格基準価格調書に署名等させるものとする。

(調査の実施)

第5条 財務課長は、第3条の規定により決定された調査基準価格を下回る価格で入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)の提示した価格について、当該入札に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であるかどうかを具体的に判断するため、入札終了後、直ちに建設コンサルタント等業務及び委託業務の担当課長(以下「担当課長」という。)に対して、低価格入札者の提示した入札価格の業務費についての調査を依頼するものとする。

2 担当課長は、前項の規定による調査の依頼を受けたときは、直ちに低価格入札者全員から入札価格の業務費内訳書を徴し、設計金額の内訳と比較し、次に掲げる事項の調査を実施し、低入札価格調査表(別記様式)を作成の上、業務費内訳書を添えて、財務課長に提出するものとする。この場合において、当該入札に係る低価格入札者が複数あるときは、第1に最低価格を提示した者を対象として調査を実施し、当該調査の結果、明らかにこの者を落札者とすることができないと判断したときは、この者に次いで低い価格を提示した者から順に当該調査を実施し、調査を行った者を落札者とすることが可能であると判断できるまで当該調査を継続するものとする。

- (1) 積算の数値的判断基準
- (2) 入札価格の詳細内訳書
- (3) 当該価格で入札した理由
- (4) 契約対象業務の履行体制
- (5) 契約対象業務の同種又は類似した業務の手持ち状況
- (6) 手持ち機械等の状況
- (7) 契約対象業務の同種又は類似した業務の履行実績
- (8) その他契約対象業務の特殊性等により必要と認められる事項
- (9) 当該調査に対する誠実性及び協力性

3 担当課長は、前項の調査を行っても、なお疑問の残る入札価格については、当該低価格入札者に対して、更に次の内容を調査するものとする。

- (1) 経営状況
取引金融機関、保証会社等への照会
- (2) 信用状態
賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等
- (3) 当該課において過去2年間に発注した業務のうち、当該低価格入札者が履行した業務の状況
- (4) その他必要な事項

4 財務課長は、この調査に当たり必要があれば協力するものとする。

(失格基準価格を下回る価格で入札があった場合の処置)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、低価格入札者のうち、決定失格基準価格を下回る価格で入札した者については、同条の規定による調査の対象者及び落札者とはしないものとする。この場合において、当該決定失格基準価格を下回る価格で入札した者以外に低価格入札者がいないときは、管理者は、当該決定失格基準価格を下回る価格で入札をした者以外の者で最低の価格で入札したものを落札者と決定するものとする。

(委員会の審議)

第6条 財務課長は、第5条第2項の規定により担当課長から低入札価格調査表の提出があったときは、呉市水道局建設工事公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)の開催を委員長に要請し、委員会を開催するものとする。

2 委員会は、必要な審議を行い、落札者の決定等を行うものとする。

(落札者等への通知)

第7条 管理者は、前条第2項の規定により報告された委員会の審議結果を踏まえて落札者を決定するものとする。

2 財務課長は、前項の規定により落札者と決定された者に対してその旨を通知し、他の入札者に対して落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。ただし、落札結果をホームページ上で公表する入札については、これらの通知を省略するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

改 正 平成14年1月1日

改 正 平成18年4月1日

改 正 平成19年4月1日

改 正 平成 2 0 年 4 月 1 日

改 正 平成 2 0 年 6 月 1 日

改 正 平成 2 1 年 4 月 1 日

改 正 平成 2 1 年 4 月 9 日